

第35回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和3年6月4日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

菅野敏夫，紺野登喜子，佐藤真梨子，須藤康子，中田和宏，松村徹（委員長），山ノ内誠，渡邊慎太郎（五十音順，敬称略）

2 説明者

奥山福島家庭裁判所裁判官，大友事務局長，平塚首席家庭裁判所調査官，佐々木次席家庭裁判所調査官，岩田首席書記官，高山次席書記官

3 係員

佐藤総務課長，今野総務課広報係長

第4 開会等

1 開会

2 委員長挨拶

第5 議事及び質疑応答の要旨

1 家庭裁判所における被害者配慮について

(1) 説明：少年審判事件における被害者配慮について

（説明者：高山次席書記官，佐々木次席家庭裁判所調査官）

高山次席書記官から被害者配慮制度の概要及び福島家庭裁判所における制度の運用状況について，佐々木次席家庭裁判所調査官から被害者調査において実施している具体的配慮について説明した。

(2) 意見交換①

別紙①のとおり

- (3) 少年審判手続におけるビデオリンクシステムを使用した尋問（裁判所職員による実演）の視察

委員に2グループに分かれていただき、一方のグループには少年審判廷において、他方のグループには証人のいる別室において、ビデオリンクシステムを使用した尋問（裁判所職員による実演）を視察いただいた。

- (4) 意見交換②

別紙②のとおり

- (5) 説明：少年審判事件以外の事件における被害者配慮の実情

（説明者：高山次席書記官）

家事調停事件や人事訴訟事件における当事者への配慮の実情について説明した。

- (6) 意見交換③

別紙③のとおり

- 2 前回委員会後の取組の報告について（説明者：佐藤総務課長）

前回委員会のテーマ「福島家庭裁判所の新型コロナウイルスへの対応とこれからの業務態勢について」に関して、職員間での感染防止対策の強化（対面する職員間へのパーティション設置等）及び感染防止対策の裁判所ウェブサイトでの周知の取組について説明した。

なお、委員から、裁判所職員に感染者が出た場合の広報に関して質問があり、これに対しては、関係者への速やかな周知など感染拡大防止のための広報活動に努めている旨の説明をした。

- 3 次回（第36回）開催について

- (1) 日時

令和3年11月12日（金）午後1時30分

- (2) テーマ

追って定める

第6 閉会

以 上

(別紙①)

意見交換・質疑応答の要旨

(意見交換①について)

(委員)

審判傍聴についても、ビデオリンクシステムを利用する制度があった方がよいのではないかと感じた。

(委員)

県では被害者支援の窓口を設けているが、窓口担当者用に留意すべき事項をまとめたハンドブックを用意している。家庭裁判所調査官が被害者と接するにあたり、マニュアルや研修はあるのか。

(説明者)

家庭裁判所調査官は様々な研修を受けており、被害者対応に関する研修もある。また、必要に応じて被害者対応に関する参考文献も参照しながら対応している。

(委員)

県では、被害者支援条例制定に向けて作業をしており、そこでは、二次被害防止に重点を置いた内容を考えている。裁判所の説明を聞き、二次被害防止の点にも十分配慮していることを知ることができた。引き続き、二次被害防止に留意して対応していただきたい。

(説明者)

昨年、期日外での意見陳述を経験した。事件記録に表れない被害者の方のお気持ちを具体的に知ることができ、これにより事案に真摯に取り組む気持ちをより一層強く持つことができた。

(委員)

少年審判事件が終局した後でも、被害者配慮制度は利用できるのか。

(説明者)

審判傍聴及び意見陳述以外の制度は、少年の処分が確定してから3年以内であ

れば利用が可能である。

(委員)

被害者調査について、被害者の方の心情の変化により、当初は調査に否定的だった方が協力の意向を示すといったこともあるかと思うが、そのような場合の対応方法についてお伺いしたい。また、係内での情報共有について、担当者が不在の場合にはどのように対応しているのか。

(説明者)

家庭裁判所調査官の調査期間は、裁判官の調査命令から審判結果が出るまでの間になるが、初めは回答が難しいとしていた方に対しては、「後日改めて御連絡をいただくことで結構です」とか、「折を見て後日御連絡します」といったことをお伝えするなど、与えられた期間の中で、その時々のお気持ちに沿った柔軟な対応を心掛けている。また、担当者不在時の対応については、基本的には都合のよい時間を伺って追って連絡する旨を伝えることになるが、今すぐ聞いてほしいとの要望があった場合には、ひとまず内容をお聴きして、担当者に伝えることもある。いずれにしても、対応においては、二次被害が生じないよう丁寧な対応を心掛けている。

(委員)

期日外の意見陳述について、日程調整は柔軟にしてもらえるのか。また、書面により被害者調査を始めるとの説明について、性的被害に遭われた方が、書面を他人に開封されることを避けたいと考え、書面送付より先に電話連絡を望んでいるような場合もあるが、裁判所においてそのような要望に対応するために、送致の際等にこのような形で情報を伝えてほしいといった要望があればお聞かせいただきたい。

(説明者)

一点目について、家庭裁判所調査官に対する意見陳述の例を述べれば、被害者の方の御都合をお伺いしながら、柔軟な日程調整をしているところである。二点

目について、質問にあったような連絡方法の希望に関する情報があれば、早めに御連絡いただければありがたいと考えている。例えば、裁判所から検察庁に電話により問い合わせた場合に、そのような情報をお伝えいただくことは可能か。

(委員)

裁判所からの電話による問い合わせには対応は可能かと思う。

検察庁での取組を紹介すると、検察庁では、結果が重大な事件や事実関係に争いのある事件で被害者の方から話を聴くことが多い。被害者の方の話を聴く場合、検察官から被害者保護制度の説明をしている。制度利用希望の申出があった場合には、その情報を裁判所にお伝えすることで、被害者の方への支援がスムーズに進むものと考えている。

また、被害者の方に弁護士の支援が必要と思われる場合、被害者の方の同意を得て、福島県弁護士会に対し情報提供し、担当弁護士と被害者の方がスムーズに面接できるようにするという福島県弁護士会との連携の取組を始めたところである。これは、支援が必要でも自分から動き出すことができない被害者の方が多いことを考慮して始めた取組である。

検察庁としては、引き続き、裁判所及び弁護士会と連携して、被害者の方の支援に取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

弁護士会においては、犯罪被害者に関する専門の委員会があり、一定の研修のもとで被害者の方の手續に関わる制度を設けている。このような被害者配慮に関する制度とともに、少年の立場から少年の健全な育成を害することがないようにという観点でも配慮が必要と考えている。

過去に少年の付添人として関わった事件で、被害者の方の審判傍聴が認められたことがある。その件では、少年が萎縮していたという事情があり、少年にとって過度にプレッシャーにならないためにどうするかということで、手續の初めに少年だけ裁判官の前に着席させ、その後、少年が気にならないように後ろに被害

者の方が座り、また、退廷時にも少年が後ろを見えないように、という配慮を裁判所にさせていただいたことがある。この件では、被害者の方も傍聴して良かったとの感想を述べられていたが、この例のように色々な形で審判期日に立ち会いたいという希望をかなえていくということが大事ではないかと思う。被害者の方には、審判を傍聴したいけれども少年から自分の姿を見られたくないというお気持ちの方もおられると思うので、傍聴される方が少年から見られないような形で衝立てを設置したり、入退廷の順序を工夫したりといった色々な工夫をしていただければと思う。

(委員)

説明を聞いて、きめ細やかな対応をされていると感じた。質問であるが、統計数値で少年保護事件数が減少しており、少子化が原因の一つであるとの説明があったが、それ以外に減少の要因として考えられるものがあればお聞きしたい。また、家庭裁判所調査官による被害者調査について、被害者の方の自宅などに訪問する場合に配慮していることはあるか。

(委員長)

事件数の減少については、スマートフォンの普及などで生活様式が変化し、少年の外出する機会が少なくなったということがあるかもしれない。新たにスマートフォン等を使用した犯罪が発生しているということもあるが、このような状況が数字として表れてきているのではないか。

(説明者)

被害者調査において、被害者宅などを訪問する際には、裁判所にお越しいただく場合とは違った配慮が必要であると考えており、先方が複数であることが多いので、こちらも複数人で対応したり、お伺いする時間帯も十分に先方の御意向を聴取した上で設定したり、きめ細やかに配慮を行うよう心掛けている。

(委員)

家裁調査官による被害者調査について、夜間に行うこともあるのか。

(説明者)

基本的には裁判所の勤務時間内での対応をお願いしているが、夜間の対応を望まれる場合には、個別に対応の可否を検討することになる。ケースバイケースの対応になるが、夜間に訪問することはかえって先方の負担となるとも考えられるので、時間の調整は丁寧に行っている。

(委員)

被害者配慮制度の案内方法としてリーフレットの交付とウェブサイトでの告知を行っているとの説明があったが、制度周知方法については更なる工夫が必要ではないか。ウェブサイトを見ない方もおられると思うし、リーフレットを見ても内容を理解できない方もおられるのではないかと思う。

以 上

(別紙②)

意見交換・質疑応答の要旨

(意見交換②について)

(委員)

ビデオリンクシステムによる尋問は、部屋が離れていることで、証人が安心して話をするができる環境であると感じた。

(委員)

民事事件でビデオリンクシステムによる手続の経験があるが、被害者の保護という観点だけでなく、当事者が遠隔地に居住している場合の利用など、手続の幅が広がるシステムであり、事件によってはビデオリンクシステムの利用が不可欠な事件もあると思われ、重要な制度であると感じている。

以 上

(別紙③)

意見交換・質疑応答の要旨

(意見交換③について)

(委員)

別室・別階での調停期日を実施する場合、当事者が廊下などで鉢合わせするという事態への注意も必要であると思う。

以 上